
プロジェクト リース
項目 重要性に関する事項

本資料の目的

1. 本資料は、我が国における会計基準開発に関する予備的分析の一環として、国際会計基準審議会（IASB）が 2016 年 1 月に公表した国際財務報告基準（IFRS）第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）及び米国会計基準審議会（FASB）が 2016 年 2 月に公表した会計基準更新書（ASU）第 2016-02 号「リース（Topic 842）」（以下「FASB-ASC」又は「ASU」という。）における重要性に関する事項の定めを整理し、理解を深めることを目的としている。

IFRS 第 16 号における定め

（認識の免除）

2. IFRS 第 16 号では、借手は、以下のものについて認識の免除が認められている（IFRS 第 16 号第 5 項）。

短期リース

- (1) 短期リース（開始日において、リース期間が 12 か月以内であるリース。購入オプションを含んだリースは、短期リースではない（IFRS 第 16 号付録 A 用語の定義）。）

短期リースについての選択は、使用权が関連する原資産のクラスごとに行う。原資産のクラスとは、性質及び企業の営業における用途が類似した原資産のグルーピングである。原資産が少額であるリースについての選択は、リース 1 件ごとに行うことができる（IFRS 第 16 号第 8 項）。

少額資産のリース

- (2) 原資産が少額であるリース（サブリースにおけるヘッドリースを除く）

原資産は、下記の場合にのみ、少額である可能性がある（B5 項）。

- (a) 借手が原資産を単独で又は借手が容易に利用可能な他の資源と組み合わせ使用することから便益を得ることができ、かつ、
- (b) 原資産の他の資産への依存性や相互関連性が高くない。

原資産が新品時に少額であるリース（タブレットやパーソナル・コンピュータ、小型のオフィス家具や電話のリースなど）に適用することが意図されており、2015年にこの免除に関する決定に至った時点で、新品時に5千米ドル以下という規模の価値の原資産のリースを念頭に置かれていた。なお、この免除は、当該資産をリースしている企業の規模や性質に基づくものではない（IFRS第16号BC100項）。なお、例えば、自動車のリースは、新車は通常は少額ではないので、少額資産のリースに該当しないであろう（B6項）。

3. 借手が、短期リース又は原資産が少額であるリースのいずれかに認識の免除を適用する場合には、借手は当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識する。借手は、他の規則的な基礎の方が借手の便益のパターンをより適切に表す場合には、当該基礎を適用する（IFRS第16号第6項）。

（リース期間）

4. IFRS第16号では、リース期間について次のように定められている（IFRS第16号第18項及び付録A用語の定義）。

借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の両方を加えた期間

- (a) リースを延長するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）
- (b) リースを解約するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）

IASBの結論の根拠

（短期リース）

5. IASBは、IFRS第16号の要求事項のすべてを短期リースに適用するように借手に要求することの便益は、関連するコストを上回らないであろうと結論を下した（BC91項）。

「短期」の定義

6. 関係者の懸念を考慮して、IASBは短期リースの免除を12か月超のリースに拡大することを検討した。一部の利害関係者は、「短期」を5年までとすべきだと提案し

た。しかし、IASBはこのアプローチを採用しなかった。例えば、3年のリースは12か月のリースよりも重要性のある資産及び負債を生じさせる可能性が高くなり、本プロジェクトの目的は企業のリース活動に関する透明性の増大を確保することだからである（BC92項）。

7. その代わりに、IASBは、短期リースの免除を、短期リースの持続期間の算定をリース期間の算定と整合させることによって拡大することを決定した。したがって、延長オプションが行使される可能性又は解約オプションが行使されない可能性を考慮することになる（BC152項からBC159項参照）。したがって、IFRS第16号は、短期リースを、開始日において、リース期間が12か月以下であるリースとして定義している（BC第93項）。

（少額資産のリース）

8. IASBは、少額資産のリースが有するであろう影響を評価するために実施したフィールドワークに基づいて、大半の場合には、免除の範囲に含まれるリースから生じる資産及び負債は、総額においても重要性がないであろうと観察した。

免除の範囲に含まれるリースの大半は、免除の代わりに、「概念フレームワーク」及びIAS第1号における重要性の概念を適用することによって、IFRS第16号の認識の要求事項から除外されるかもしれないが、財務諸表の作成者から寄せられたフィードバックを考慮して、IASBは、この免除は、そうしたリースが総額で重要性がないであろうことを証明する負担をなくすことによって、多くの借手（特に、小規模企業）にとって多大なコスト面の救済を提供することになると結論を下した（BC101項）。

9. IASBは、免除の対象となるリースの総額が、場合によっては重要性があるかもしれないことを承知していた。IASBのフィールドワークは、多数の少額の個別資産で構成される大型資産（個々には少額の構成部品で構成されるIT機器など）については、価値の総額が重要となる可能性が最も高いことを示唆していた。したがって、IASBは、ある原資産の他の原資産への依存性又は相互関連性が高い場合には、借手は認識の免除を当該個別資産のリースに適用すべきではないと決定した。同様に、IASBは、借手がある原資産から単独で又は他の容易に利用可能な資源と組み合わせることで便益を得ることができない場合には、当該原資産の価値に関係なく、借手は当該原資産のリースに認識の免除を適用すべきではないと決定した（BC103項）。
10. 多くの借手が、件数は多いが少額であるリースにIFRS第16号の要求事項を適用することのコストに関する懸念を表明した（特に、それらのリースの総額が財務諸表

全体にほとんど影響がない場合) ので、IASB は IFRS 第 16 号の中に重要性に関する明示的なガイダンスを含めることを検討したが、IASB は IFRS 第 16 号の中に重要性に関する具体的なガイダンスを示すことはしないと決定した。IASB は、「概念フレームワーク」及び IAS 第 1 号における重要性のガイダンスに依拠することが適切であり、他の基準と整合すると結論を下した。(IFRS 第 16 号 BC84 項及び BC85 項)

(中心的でない資産)

11. 中心的でない資産のリースを IFRS 第 16 号の範囲から除外すべきかどうかを検討したが、中心かどうかを定義することが極めて困難であろう等の理由で採用しなかった (IFRS 第 16 号 BC75 項及び BC76 項)。

Topic 842 における定め

(短期リース)

12. 短期リースとは、開始日において、リース期間が 12 か月以内であり、借手による行使が合理的に確実である原資産の購入オプションを含まないリースである (FASB-ASC 842 用語の定義)。¹
13. 短期リースに係る会計方針の選択は、使用权が関連する原資産のクラスごとに行う (FASB-ASC 842-20-25-2)。
14. 借手は、短期リースについて、原則の認識方法ではなく、リース期間にわたりリース料を定額で損益として認識し、変動リース料は発生時にその期間の損益として認識することができる (FASB-ASC 842-20-25-2)。

(リース期間)

15. Topic 842 では、リース期間について次のように定められている (FASB-ASC 842-

¹ IFRS 第 16 号では、行使が合理的に確実でない場合であっても、購入オプションを含むリースは、短期リースではないとしている一方、Topic 842 では「借手の行使が合理的に確実である」購入オプションを含んだリースは、短期リースにはならないとしている点で、両基準には相違がある。

10-30-1)。

企業は、リース期間をリースの解約不能期間に以下のすべてを加味したものとす
る。²

- a. リースを延長するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）
- b. リースを解約するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）
- c. 貸手がオプションの行使を支配している場合の延長（又は解約）オプションの対象期間

（少額資産のリース）

16. Topic 842 においては、IFRS 第 16 号のように少額資産の定め（本資料第 2 項(2)）はない。ただし、例えば、購入した有形固定資産を資産計上する閾値と一貫性があるように、リース資産及びリース負債を計上しない合理的な閾値を設けることはできるであろうとされている（ASU BC122 項）。

FASB の結論の根拠

（短期リース）

6. FASB は短期リースの免除を 12 か月超のリースに拡大することを棄却した。例えば、2 年及び 3 年のリースは 12 か月のリースよりも重要性のある資産及び負債を生じさせる可能性が高くなり、また、本プロジェクトの目的は企業のリース活動に関しての透明性の増大を確保することだからである。複数のボードメンバーは、短期リースの免除に関して、12 か月前後のリースに限定したとしても、（集計すると）潜在的に重要な資産及び負債が貸借対照表に認識されないと考えており、今回の更新を全体として支持するにもかかわらず、短期リースの例外を支持していない（BC378 項）。

² リース期間の決定にあたっては、オプションについて借手に経済的インセンティブを与えるすべての関連する要因を考慮する必要がある、それらの要因はともに考慮されるものであり、それらのうち一つの要因が存在したとしても、必ずしも借手がオプションの行使又は非行使が合理的に確実であることを示すものではない（FASB-ASC 842-10-30-2）。

(少額資産のリース)

17. 米国会計基準の結論の根拠に直接関連しないが、IFRS 第 16 号における取扱いについて上記に加えて次の記載がある (ASU BC421 項)。

IFRS 第 16 号では、借手には短期リースに係る認識及び測定の特免がある。これには、「少額資産」(すなわち、IFRS 第 16 号の結論の根拠で示される、原資産が個々に少額であり、企業の規模にかかわらず概ね 5 千米ドル以下の資産) のリースに関する類似の特免が含まれる。Topic 842 は、少額資産のリースに係る認識及び測定の特免を含めていない。

- 多くの IFRS の関係者はリースの分類を残すことよりも、多数の少額のリースについて新たな認識及び測定に関する要求事項から免除することにより、新たなシステム及びプロセスが最も上手く適用されることに関心があった。こうして、すべての重要なリースは同じ方法により会計処理されるが、借手のシステム及びプロセスは、実際には、借手のすべてのリースを捕捉する必要がない。借手は、多数の少額のリースについて従前の IFRS におけるオペレーティング・リースと同じ方法で引き続き会計処理する。

(中心的ではない資産)

18. 中心的でない資産のリースを IFRS 第 16 号の範囲から除外すべきかどうかを検討したが、中心的かどうかを定義することが極めて困難であろう等の理由で採用しなかった (ASU BC111 項及び BC112 項)。

ASBJ 事務局の分析

19. 本論点は、第 387 回企業会計基準委員会及び第 78 回リース会計専門委員会において検討した「我が国における会計基準の開発に関する予備的分析」第 8 項(5)に記載した我が国の関係者の懸念(すべてのリースに係る資産及び負債を認識するために、オペレーティング・リースに関して追加の情報収集と割引計算が必要となり、内部管理の整備と運用が必要となる。)に関連する。
20. この点、仮に我が国における会計基準を開発に着手する場合、財務諸表間の比較可能性の確保及びコスト・ベネフィットの観点から、現行の日本基準の定め(別紙参照)を踏まえて、重要性の定めについて検討を行うことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

重要性が乏しいリースの取扱いに関して、追加的に検討すべき事項はあるか。

以 上

(別紙)

リース適用指針における重要性等の定め

重要性

1. 企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下「リース適用指針」という。)では、オペレーティング・リース取引の次のいずれかに該当する場合、重要性が乏しいとして注記を要しないこととされている(リース適用指針第75項)。
 - (1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、(個々のリース物件の)リース料総額が当該基準額以下のリース取引³
 - (2) リース期間が1年以内のリース取引
 - (3) 契約上数か月程度の事前予告をもって解約できるものと定められているリース契約で、その予告した解約日以降のリース料の支払を要しない事前解約予告期間(すなわち、解約不能期間)に係る部分のリース料
 - (4) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額⁴が300万円以下のリース取引⁵
2. なお、所有権移転外ファイナンス・リースについて前項(1)、(2)又は(4)のいずれかを満たす場合、及び所有権移転ファイナンス・リースについて前項(1)又は(2)を満たす場合、個々のリース資産に重要性が乏しいとして、通常の賃貸借処理に準じて会計処理を行うことができる(リース適用指針第34項、第35項、第45項及び第46項)。

³ ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できる。

⁴ 維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。

⁵ なお、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができる。

リース期間

3. 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)では、リース期間とは、合意された期間とされている(リース会計基準第4項)。

また、リース取引がファイナンス・リースに該当するかどうかを判定する際に、現在価値基準の適用にあたっては、当該リース取引が置かれている状況からみて借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、再リースに係るリース期間は、解約不能⁶のリース期間に含めないとされている(リース適用指針第11項)。

以 上

⁶ 「解約不能」とは、契約上一定のリース期間の定めがあることが前提とされている。このリース期間は、実務上、「拘束期間」、「契約期間」、「賃貸借期間」等のさまざまな文言で表現されている(リース適用指針第92項)。